

## ネイチャーポジティブの実現に向けた対策の強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、様々な環境を安定させる基盤となっている。我々の生活は生物多様性・自然資本なしには成り立たないが、近年、これまでにない速度で生物多様性が失われている。しかし、この損失はイメージがしづらく、危機意識が広く共有されているとはいえない。

この状況を受けて、1993年に生物多様性条約が発効し、昨年12月に開催されたCOP15では、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現をミッションとした世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択された。私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、「ネイチャーポジティブ」の実現が不可欠である。

わが国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードする取組を進めようとしているが、その主体は地域であり地方自治体であるとする。

については、国におかれては、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、以下のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援を強化することを強く求める。

### 1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方の対策に投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額されることに合わせ生物多様性関連の予算についても確保し、社会全体の認識を高めていくこと。

### 2 「30 by 30」目標の達成に向けた地方自治体への支援の強化

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30 by 30」の実現に向けて、国立・国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定の推進等の取組を加速化すること。

### 3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進

全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NPO等と連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた生きものの暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。

### 4 資源循環（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出

廃棄物の発生や環境汚染を抑制し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性の保全と並ぶ環境政策の三本柱のひとつである。これら3つの政策の相乗効果を創出するため、地域におけるバイオマス活用による持続可能性の向上、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

衆議院議長	細	田	博	之	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	永	岡	桂	子	殿
環境大臣	西	村	明	宏	殿
内閣官房長官	松	野	博	一	殿

京都府議会議長 石 田 宗 久